

## 坂戸市工事成績評定要領

平成21年3月26日決裁

平成25年3月21日決裁

平成30年3月16日決裁

令和2年2月20日決裁

令和3年3月19日決裁

令和5年3月28日決裁

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負代金額が130万円を超える工事（以下「評定対象工事」という。）とする。ただし、別表に定める工事については、評定を省略することができる。

### (評定の内容)

第3条 評定は、評定対象工事の施行状況、目的物の品質等を評価するものとする。

### (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、担当監督員及び総括監督員並びに検査員とする。

### (評定方法)

第5条 評定は、監督又は検査で確認した事項に基づき、評定対象工事ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 担当監督員及び総括監督員にあつては工事が完成したときに、検査員にあつては完成検査を実施したときに、それぞれ評定を行うものとする。

3 評定は、市長が別に定める「考査項目別運用表」に基づき行い、評定の結果は「工事成績報告書」及び「細目別評定点採点表」に記録するものとする。

4 受注者は、工事完成通知書を提出するときまでに、土木工事にあつては工事における「創意工夫」、「社会性等」に関する実施状況を様式第1号（その1）により、建築工事にあつては工事における「工事特性」、「創

意工夫」、「社会性等」に関する実施状況を様式第1号（その2）により、提出することができるものとし、提出があった場合は、評定者はその内容について評定に適切に反映させるものとする。

（評定の報告）

第6条 検査員は、評定の結果について、完成検査報告書に「工事成績報告書」を添付して市長に報告するとともに、当該報告後、「工事成績報告書」の写しを工事担当課長に送付するものとする。

（評定結果の通知）

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに様式第2号により、完成検査の結果及び評定の結果を当該評定対象工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求及び措置）

第8条 前条の規定による通知を受けた評定対象工事の受注者は、評定の結果に疑義があるとき、当該通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を含む。）以内に、様式第3号により、説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、様式第4号により、当該評定対象工事の受注者に回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により回答するときは、必要に応じ、坂戸市工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

（委員会の設置等）

第9条 前条第1項の規定による評定の説明請求に対し、当該評定の内容を公正に判断するため、委員会を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員6人以内で組織する。

3 委員長は、工事検査主管部長をもって充てる。

4 委員は、工事検査主管課、工事担当課、施設管理課、維持管理課、道路河川課及び区画整理課の課長相当職並びに課長補佐職の者のうちから、その都度委員長が指名する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員長は、審査に当たり、必要があると認めるときは、評定対象工事の受注者及び関係職員の出席を求め、又は意見の聴取若しくは資料の提出を求めることができる。

（評定の修正）

第10条 市長は、検討した結果、評定を修正する必要があると認めるとき

は、「工事成績報告書」を修正し、様式第5号により、当該評価対象工事の受注者に通知するものとする。

(評価結果の公表)

第11条 市長は、第6条の規定による報告を受けたとき、又は前条の規定による評価の修正をしたときは、速やかに様式第6号により、評価の結果を公表するものとする。この場合において、公表は、工事検査主管課が行うものとする。

2 公表の方法は、自由閲覧方式によるものとし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

3 公表の期間は、評価対象工事が完成した年度の翌年度の末日までとする。  
(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表 評定を省略することができる工事

- 1 主たる工事内容が照明灯、道路反射鏡、防護柵、標識、区画線、整地、浚渫、無線、堤防天端補修、植栽、森林整備（間伐・下刈等）、駐車場整備（砂利仕上げ）、防球ネット、解体のいずれかに該当する工事
- 2 施設の機械設備等の修繕又は交換、及び部分的な修繕に関する工事
- 3 単価契約による工事
- 4 その他市長が認める工事